十　発　行　日　平成二十九年一月二十六日
十一　発　行　価　格　額面金額百円につき八十四円五十九銭
十二　利　　率　年〇・四パーセント
十三　経過利子の払込み　募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第二十号に規定する期日に払い込むものとする。

$$額面金額の総額 \times \frac{0.4}{100} \times \frac{128}{365}$$

十四　初期利子　平成二十九年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$額面金額 \times \frac{0.4}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五　第二期以後の利子　毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。
十六　償還期限　平成六十八年三月二十日
十七　償還金額　額面金額百円につき百円
十八　元利金支払場所　日本銀行
十九　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者
二十　払込期日　平成二十九年一月二十六日

○財務省告示第三十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十九年一月三十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　利付国庫債券（十年）（第三百二十一回、第三百二十二回、第三百二十五回、第三百二十六回、第三百二十七回、第三百二十八回、第三百二十九回、第三百三十回、第三百三十一回、第三百三十二回、第三百三十四回及び第三百三十五回）及び利付国庫債券（二十年）（第五十五回、第七十回、第七十八回、第八十三回、第八十八回、第八十九回、第九十三回、第九十四回、第九十五回、第九十六回、第九十九回、第百六回及び第百三十四回）
二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条第一項
三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四　発行方法　利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行
五　募入決定の方法　各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。
六　発行額　額面金額で四千九百九十二億円
　内訳（別表のとおり）
七　払込金額　五千五百三億二千七百六十四万三千円
八　最低額面金額　五万円
九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
十　発行日　平成二十九年一月三十日
十一　発行価格　発行対象国債ごとに、額面金額百円につき、次の算式により算出した金額

$$\frac{100 + 表面利率 \times 残存年数}{1 + \left(\frac{第十七号に規定する利回り + 募入利回りの格差}{100}\right)} \times 残存年数$$

（別表のとおり）
十二　利　　率　募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。

$$各発行対象国債の額面金額の総額 \times 各発行対象国債の利率 / 100 \times \frac{各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第十号に規定する発行日までの経過日数（利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。）}{365}$$

十三　経過利子の払込み　第十号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。

$$各発行対象国債の額面金額 \times 各発行対象国債の利率 / 100 \times 1 / 2$$

十四　利　　子　（別表のとおり）
十五　償還期限　額面金額百円につき百円
十六　償還金額　銘柄毎の基準利回は、平成二十九年一月二十六日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回り（平成二十九年一月二十六日午前九時以前に訂正された場合には、訂正後の当該単利利回り）とする。
十七　入札の基準とする各発行対象国債の利回り
十八　元利金支払場所　日本証券業協会
十九　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者
二十　払込期日　平成二十九年一月三十日
（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（十年）（第三百二十一回）	一・〇％	平成三十四年三月二十日	四百五十億円
利付国庫債券（十年）（第三百二十二回）	〇・九％	平成三十四年三月二十日	八十八億円
利付国庫債券（十年）（第三百二十五回）	〇・八％	平成三十四年九月二十日	百六十九億円
利付国庫債券（十年）（第三百二十六回）	〇・七％	平成三十四年十二月二十日	十億円
利付国庫債券（十年）（第三百二十七回）	〇・八％	平成三十四年十二月二十日	二百五十億円
利付国庫債券（十年）（第三百二十八回）	〇・六％	平成三十五年三月二十日	百二十億円
利付国庫債券（十年）（第三百二十九回）	〇・八％	平成三十五年六月二十日	二十六億円
利付国庫債券（十年）（第三百三十回）	〇・八％	平成三十五年九月二十日	二百四十八億円